



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 歳入の徴収の事務の委託（子育て支援課） 1
- 救急病院の告示（保健医療政策課） 1
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定（村づくり計画課） 1
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） 2
- 歳入の徴収の事務の委託（警察本部交通規制課） 2

公 告

- 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更の届出（雇用政策課） 2
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 3

公安委員会事項

- 機械警備業務管理者講習の実施 3

告 示

沖縄県告示第346号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成28年 6月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した徴収事務 保育士等登録申請手数料、保育士登録証等書換え交付手数料及び保育士登録証等再交付手数料の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 社会福祉法人日本保育協会
 - (2) 所在地 東京都千代田区麴町1丁目6番地2
- 3 委託期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

沖縄県告示第347号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成28年 6月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
沖縄県立宮古病院	宮古島市平良字下里427番地1	沖縄県	平成28年6月1日	平成31年5月31日

沖縄県告示第348号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、宮古島市上地南地区県営農地整備

事業に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 6月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成28年 6月22日から同年 7月21日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る換地計画（以下「換地計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、換地計画の決定については、上記の審査請求のほか、換地計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第349号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県企業局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成28年 6月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 那覇市及び南風原町
- 2 公共測量を実施した期間 平成28年 1月 5日から同年 4月 8日まで
- 3 作業種類 公共測量（水準測量）

沖縄県告示第350号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成28年 6月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した徴収事務 パーキング・メーター作動手数料及びパーキング・チケット発給手数料の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社琉球人材派遣センター
 - (2) 所在地 沖縄市室川二丁目 8番13号平良アパート103号室
- 3 委託期間 平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日まで

公 告

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条3項の規定により、障害者就業・生活支援センターから次のとおり事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

平成28年 6月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 障害者就業・生活支援センターの名称 社会福祉法人わしの里 八重山地区障害者就業・生活支援センターどりいむ
- 2 変更後の事務所の所在地
 - (1) 事務所の所在地 石垣市宇石垣371番地東アパート1階
 - (2) 変更の理由 効率的運営のための事務所移転
- 3 変更しようとする年月日 平成28年 7月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年6月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年8月17日 沖縄県指令土第714号、平成28年3月28日 沖縄県指令土第286号（変更）、平成28年5月24日 沖縄県指令土第453号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字棚原500番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 浦添市前田二丁目20番15号 沖縄ホーチキ株式会社 代表取締役 喜瀬啓二
- 5 検査済証番号 平成28年6月9日 第4303号
- 6 工事完了年月日 平成28年4月10日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第89号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号の規定による機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成28年6月21日

沖縄県公安委員会

1 講習期間等

区 分	講習期間	時 間	場 所
機械警備業務管理者講習	平成28年8月8日（月曜日）から同月10日（水曜日）まで	午前9時から午後5時（平成28年8月10日にあつては、午後3時）まで	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 第5教室
	【考查】8月10日（水曜日）	午後3時25分から午後5時5分まで	

2 受講定員 25人

3 受講対象者 法第2条第5項の業務に係る講習の受講を希望する者とする。

4 受講申込手続等

(1) 受講申込み 講習を受けようとする者は、機械警備業務管理者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）に必要な事項を記入するとともに、当該受講申込書に写真（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真）を貼付し、(2)の提出先に提出するものとする。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、平成28年6月27日（月曜日）から同年7月1日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(4) 受講手数料 手数料38,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

5 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

6 その他

(1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。

- (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号 (098) 862-0110 (内線3032又は3034) 又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課 (係)

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0306 糸満市西崎町五丁目10番地の14</p>
---	--